

浪江町の皆さんへ

予約不要

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
浪江町と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家と その場で話をすることができます **ご利用は無料**

このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を
しながら避難した



長年 浪江町に居住し
地域との結びつきが強い

*裏面の和解事例「公表番号2047」をご参照下さい



避難によって
家族が離れ離れに



自宅の除染
作業を行った



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなった



直接請求した
営業損害を
ADRで改めて算定

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

2025年
(令和7年)

実施日時	ADR受付時間	実施会場
9月11日(木)	8:30~14:45	浪江町防災交流センター(浪江町)
10月 3日(金)	9:00~11:30	小川町体育館(南相馬市)
10月 7日(火)	8:30~14:45	南東北総合卸センター(郡山市)
10月15日(水)	8:30~11:30	ウィル福島アクティおろしまち(福島市)
10月17日(金)	9:30~14:45	二本松市民会館(二本松市)
10月28日(火)	8:30~11:30	新舞子ハイツ(いわき市)

浪江町以外の方でもご利用できます。健康診断を受診されない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

フリーダイヤル 0120-377-155 (平日10:00~17:00)

浪江町役場 介護福祉課 避難生活支援係

☎ 0240-34-0260 (平日 8:30~17:15)



ADR
手続の流れ

第五次追補の追加賠償の増額など、最近の和解事例です

【過酷避難状況による精神的損害とは別に精神的損害の賠償が認められた事例】 公表番号2111

■申立人：避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた母及び成人の子

■ポイント：申立人子が、特別な支援を要する勤務先施設の入所者ら(百名超)を避難させるため、入所者らを伴って関東地方所在の施設を含む避難先を転々とするなど、過酷な避難状況にあったことが考慮された。

■和解内容：申立人子に過酷避難状況による精神的損害30万円(直接請求手続において賠償済み)とは別に精神的損害(一時金)30万円の賠償が認められたほか、申立人らに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として別離期間中月額3万円の賠償が認められた。



【生活基盤変容慰謝料が増額された事例】

公表番号2047



■申立人：浪江町(避難指示解除準備区域)で3世代同居していた家族(祖父母、父母及び子2名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。)

■ポイント：①亡祖父母について、いずれも、居住期間が約80年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額が認められた。②亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなったことを考慮し、精神的損害が認められた。

■和解内容：①亡祖父母に生活基盤変容による精神的損害について各30万円の増額、②亡父に精神的損害(一時金)として5万円の賠償、その他、家族全員に家族別離による日常生活阻害慰謝料の増額分合計約170万円の賠償などが認められた。

【原発事故当時空き家であった居住制限区域内の実家に残置されていた家財の財物損害が認められた事例】

公表番号2099

■ポイント：原発事故当時空き家であった居住制限区域(飯舘村)内の父の実家について、①申立外祖母が、平成20年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成30年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること等が考慮された。

■和解内容：実家に残置されていた家財(家電等)の財物損害として、申立人らに対する40万円の賠償が認められた。



過酷避難状況とは

着のみ着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことをいいます。

日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的な苦痛に対する慰謝料です。

生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことをいいます。

平日昼間に時間が取れない方は

平日夜間・土曜窓口を

ご利用ください(ご利用は無料)

2026年3月までの

偶数月 第1土曜日 13~17時 ▶ 10月は4日(土)

奇数月 第1水曜日 16~20時 ▶ 11月は5日(水)

対面(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約
優先制

詳しい予約方法等は、こちらから



ご自宅からも利用できます

完全予約制
(先着順)



電話



オンライン
(Zoom会議)

ご予約は電話で

024-941-0164

予約電話受付平日10時~16時



「ADRは 手続きが大変そう」と思われている方へ
申立て手続の解説漫画を御覧下さい

未来と希望のために
もうひとつの選択肢

ADR